

給与の種類	支給条件		支給日	備考	
	支給対象者	支給率又は支給額			
特 殊 勤 務 手 当	夜間勤務手当	高等学校の夜間課程に勤務することを本務とする職員	月額 1,000円	同上	
	舎監手当	高等学校又は、特殊教育学校に置かれる寄宿舎の舎監を命じられている教員	月額 3,000円	同上	
	漁獲手当	水産高校練習船の乗組員が漁撈に従事したとき	配分基礎額の19.8%の範囲内で、乗組員ごとの代数に応じてあん分した額	航海終了後2週間以内	39.10.1から改正
	よう船手当	練習船がよう船された場合に次の船員が乗船して遠洋航海作業に従事したとき (1) 船長……………→月額 1200円 (2) 機関長……………→月額 1050円 (3) 通信長……………→月額 1010円 (4) 一等航海士および一等機関士……………→月額 960円 (5) 二等航海士および二等機関士……………→月額 820円 (5) その他船員法第3条の職員……………→月額 660円			
	入渠手当	練習船が入渠した場合に船体の修繕作業に従事した次の船員 (1) 船長……………→日額 180円 (2) 機関長……………→日額 170円 (3) 通信長……………→日額 150円 (4) 一等航海士、一等機関士、二等航海士及び二等機関士……………→日額 160円 (5) その他船員法第3条の職員……………→日額 130円			
	特別乗船手当	練習船に乗船し、漁業に関する調査、試験、観測若しくは水産教育の実習指導または遭難船救助の作業に従事した次の職員 (1) 船長およびこれと同等認める者……………→日額 250円 (2) 機関長およびこれと同等と認める者……………→日額 200円 (3) 通信長、航海士、機関士およびこれと同等と認める者……………→日額 150円 (4) その他の職員……………→日額 130円			
	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編成する学級の担任をする教育職員（管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く） 小学校の単級……………→ 80円 小学校の3以上の学級および中学校の単級……………→ 60円 2箇学年の単級……………→ 50円	授業又は指導に従事した日1日について	翌月の給料支給日	
	7 隔遠地手当	山間地その他の交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員	5級 給料+扶養手当×25% 4級 同 上 ×20% 3級 同 上 ×16% 2級 同 上 ×12% 1級 同 上 ×8%	給料の支給日	指定学校数 ○県立高校 4級 季節1 本校2 分校6 季節7 ○町村立高校 1級 本校1 分校1
	8 へき地手当	交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校または中学校として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員	5級 給料+扶養手当×25% 4級 同 上 ×20% 3級 同 上 ×16% 2級 同 上 ×12% 1級 同 上 ×8%	同上	指定学校数 ○小学校 5級 3 4級 14 3級 29 2級 49